

様式第2号（第5条関係）

誓約書

移住支援事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 赤穂市移住支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 赤穂市移住支援事業費補助金交付要綱第9条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還します。

全額の場合

- (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが明らかになった場合
- (2) 補助金の申請日から3年未満に本市以外へ転出した場合
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 赤穂市移住支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定が取り消された場合
- (5) 兵庫県が実施する起業家支援事業（東京23区枠）の交付決定が取り消された場合

半額の場合

- (1) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市以外へ転出した場合

ただし、全額の場合(2)及び半額の場合(1)について、本市から移住支援事業を実施する兵庫県内の市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

補助金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに就業証明書を市に提出します。また、市が直接、就業先である企業等に就業証明書の交付を求めるときは、これに同意します。

年 月 日

赤穂市長 宛

署名